

## 小山市低入札価格調査制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該契約が適正に履行されるよう落札者の決定等に係る必要な調査及び審査を行うための低入札価格調査制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる入札(以下「対象入札」という。)は、小山市建設工事総合評価落札方式試行要領に規定する対象工事に係るものとする。

(調査基準価格)

第3条 予定価格決定者は、対象入札の執行に当たり、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとし、小山市財務規則(昭和45年規則第27号)第66条第1項に規定する予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)に調査基準価格を明記するとともに、対象となる入札公告又は指名通知に調査基準価格を設けた旨を明記するものとする。

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額(円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は、工事価格に10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、工事価格に10分の7を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。

- ① 直接工事費の額(ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額)に10分の9.5を乗じて得た額

- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上、前項の規定により難しいものについては、工事価格に10分の7から10分の9の範囲内で予定価格決定者が定める割合を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額を調査基準価格とする。

(入札参加者への周知等)

第4条の2 予定価格決定者は、調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に明記するとともに、入札公告又は指名通知にその旨を明記するものとする。

2 調査基準価格の公表は、契約締結後に行うものとする。

(落札の保留)

第5条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、対象入札の開札において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合は、当該最低価格入札者の落札を保留し、入札価格の調査を行った後に落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(基本調査及び数値的判断基準)

第6条 前条の規定により落札を保留した場合は、管財課長及び工事担当課長（以下「調査担当者」という。）は最低価格入札者が提出した工事費内訳書の内容が次の各号に適合するか否かを調査し、市長に報告する。

- (1) 直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- (3) 現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (5) 入札書記載金額が、次に掲げる額（円未満切り捨て）の①から④までの合計額から⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- ① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事にあつては10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額
  - ② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
  - ④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
  - ⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

2 調査担当者は、前項の基本調査において工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、その旨を市長に報告するものとする。

3 市長は、前2項の報告があつたときはその内容を精査し、第1項各号のいずれか適合しない場合又は、第2項に該当する場合は、当該最低価格入札者を失格とするものとする。

#### （重点調査の実施）

第7条 第5条により落札者の決定を保留した場合において、調査担当者は、最低価格入札者が前条第3項により失格となった場合を除き、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断するために、最低価格入札者に対し、次に掲げる事項について、書類の提出を求めるとともに、事情聴取、関係機関への照会その他必要な調査（以下「重点調査」という。）を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由（入札価格の積算内訳書の提出）
- (2) 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況

- (3) 当該工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械の保有状況
- (8) 労働者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) その他調査担当者が必要と認める事項

2 最低価格入札者は、重点調査を辞退する場合には、低入札価格調査辞退届を調査担当者に提出しなければならない。

3 調査担当者は、前項の辞退届を受理した場合には、辞退者を市長に報告するものとする。

（調査結果）

第8条 調査担当者は、重点調査の結果及び最低価格入札者を契約の相手方とすることの適否について、小山市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に付議するものとする。

（調査委員会の設置）

第9条 調査委員会の委員は、小山市建設工事請負業者選定要綱（昭和41年7月23日告示第39号）第9条に定める小山市建設工事請負業者選考委員会の委員をもって充てる。

2 調査委員会の委員長は、小山市建設工事請負業者選考委員会の委員長をもって充て、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

3 委員長が特に必要があると認めたときは、第1項の委員以外の市職員の内より臨時に委員を委嘱することができる。

（会議）

第10条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の審査)

第11条 調査委員会は、第8条の付議があったときは、最低価格入札者の入札価格をもって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かについて審査するものとする。

2 調査委員会は、審査の結果について市長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第12条 市長は、前条第2項の報告を受け、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、最低入札価格者を落札者と決定するものとする。

2 市長は、前条第2項の報告を受け、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときには、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である時は、第6条、第7条、第8条及び第11条並びに前項の規定を準用するものとする。

(落札者の決定通知)

第13条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に直ちに落札者として決定した旨を通知するとともに、他の入札者に対してその旨を通知するものとする。この場合において、次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としな理由を付して通知するとともに、他の入札者に対して次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月29日以降に公告又は指名の通知を行う工事に適用する。